

『宇治茶プレミアムブランド化事業推進業務』委託仕様書

第1 業務の目的

京都府及び府南部のお茶の京都エリア12市町村（宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村）は、平成29年3月28日に一般社団法人京都山城地域振興社（通称「お茶の京都DMO」、以下「DMO」）を設立し、お茶の京都エリアにおいて、観光地域づくりを進め、交流人口の拡大と宇治茶をはじめとする地域資源ブランドの振興を図っているところである。

本事業は、お茶の京都地域が誇る宇治茶を軸に据え、宇治茶の世界における地位を更に高め、それによって、地域全体のイメージもプレミアム化させるための取り組みをDMOが推進するものである。

平成28年度には、フランス国パリにて、京都府がプロモーションを実施し、現地の食・文化等のインフルエンサーによるアソシエーション（宇治茶愛好会）を発足させた。本年度はアソシエーションを活用したパリ及び国内でのプロモーションにより、宇治茶の魅力を更に世界に広め、京都が世界に誇る「宇治茶」というプレミアムブランドとしての地位確立を促進することが目的である。

同時に、本業務によって「宇治茶」及びその産地であるお茶の京都エリアに対するイメージの更なる向上、観光客誘致の拡大に資するものとする。

第2 履行期間

契約締結日から平成30年3月23日（金）

第3 業務の内容

1 業務工程計画の策定

具体的な業務工程計画を策定し、発注者と協議するものとする。

業務行程計画については、発注者との協議後、京都府茶業会議所をはじめとする関係者との協議を実施すること。

2 パリでのプロモーション実施

パリにおけるプロモーションは以下を想定しているが、具体的な内容については提案によるものとする。

（1）宇治茶体験企画の実施

アソシエーションメンバーを主な対象とし、宇治茶の歴史、淹れ方や楽しみ方を伝え、実際に体験して頂くことを通じて、宇治茶への理解をより深め、またその価値を再評価できる企画を実施する。また、そのメディアへの露出によって、宇治茶の情報発信を強化し、最高級の緑茶は宇治茶というイメージを構築するものとする。

(2) 宇治茶の淹れ方教室の実施

パリの日本文化に関心の高い層を対象とし、宇治茶関係者による宇治茶の淹れ方について講座を実施し、参加者も実際に実践できる内容とする。

なお、参加者へのアンケートを行い、今後の展開を検討する際の参考資料とすること。

3 国内プロモーションの実施

(1) アソシエーションメンバーの宇治茶生産地への招聘

アソシエーションメンバーを宇治茶の生産地へ招聘し、茶畑景観や生産現場の視察、茶業関係者との交流を通じて、宇治茶に対する理解を更に深めて頂き、現地での体験を通じて得たメンバー全体へ共有する。招聘は2名を想定。

(2) 在日フランス商工会議所との連携

在日フランス商工会議所が主催するガラ・パーティにおいて、パリプロモーションの実績紹介や会場での宇治茶披露により日仏に関連の深い関係者に対して、宇治茶とプレミアムブランド化事業に対する認知向上を図る。

(3) 認証制度・ロゴマークのPR

京都府において検討中のプレミアム宇治茶の認証制度をリリースする際の周知と合わせてロゴマークのPRを行う。

(4) 海外目利き層を対象とした着地型旅行商品の開発

京都市内に滞在中の外国人観光客を対象とした、茶畑景観の観光や宇治茶の淹れ方体験等のプレミアムプランを検討する。

4 情報発信

(1) アソシエーションメンバーへの情報発信

アソシエーションメンバーに対して、ニュースレターを配信し、パリ及び国内におけるプロモーションや、宇治茶の最新情報や歴史や製法にまつわるストーリー等を伝え、宇治茶に対する理解と関心を促進し、ブランドイメージの醸成を図るものとする。同時に、お茶の京都地域の観光情報を発信し、地域全体の魅力を伝えられるものとする。

(2) フランスメディアへの情報発信

パリの有力メディアに対して、プロモーションへの継続的取材を働きかけ、イベント情報と合わせた宇治茶の魅力を伝えるストーリー性ある記事の掲載等により、フランスにおける宇治茶の露出度を高め、イメージの向上を図る。

(3) 国内メディアへの情報発信

国内外でのプロモーションについて、国内メディアに対して効果的に露出し、国内における宇治茶への理解の深化とともに、イメージの向上に役立てる内容とする

こと。

(4) PRコンテンツの作成

宇治茶に対する理解を深めるため、歴史や生産に関する多言語でのPRコンテンツを作成し、プロモーションで活用するとともに、DMOのHPでも紹介を行えるようにすること。歴史、生産、加工の3篇とし、各5分程度の動画を想定。

5 成果とりまとめ

プロモーション活動の実施報告、アソシエーションメンバーや参加者からの意見や反響、日仏マスメディアでの掲載実績について成果をとりまとめるとともに、次年度以降の宇治茶プレミアムブランド化について、展開方策をとりまとめることとする。

第4 留意事項

1 一般的事項

- (1) 業務の遂行状況については発注者に随時報告を行うこと。
- (2) 業務を遂行する上で必要な資料等は、DMOが貸与可能な資料は随時貸与するほか、必要に応じて受託者において入手すること。なお、貸与した資料等の複製・複写の可否、返却等については、DMOの指示に従うこと。
- (3) 業務委託期間はもとより業務委託期間終了後も、当該業務で知り得た機密は他に流用してはならず、個人情報等の取り扱いについて厳守すること。

2 業務実施体制

- (1) 業務実施体制及び緊急連絡体制を提示する。業務実施に係る主担当者、サポートするチーム体制を明示し、原則として主担当者がすべての業務を統括する。
- (2) 業務内容については専門的な知識や知見、海外におけるマーケティング及びプロモーション等の経験が必要であり、受託者内のみで適切な人材がない場合には、受託者側において、委託経費の中から必要な外部人材を招聘し業務に従事させること。
- (3) あらかじめDMOと調整したスケジュールで実施すること。
- (4) 業務の実施にあたっては、DMOと緊密な連携をとること。

3 個別事項

(1) 業務内容

提出された企画提案書に基づいて業務を実施することとする。

(2) 成果物

次に掲げる成果物を、平成30年3月23日(金)までに、DMOに提出すること。

- ア 最終報告書 A4版 16部
- イ 当該業務の遂行過程で取得または作成した資料 A4版 16部
- ウ 上記イ及びウに係る電子データ 一式

第5 その他

- 1 業務に係る全ての成果品の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）はDMOに帰属する。また、成果品は、DMOが作成するホームページや印刷物等に自由に使用できるものとする。
- 2 本業務仕様書に定めのない事項については、DMOと協議するものとする。